

宿泊税の基本的な考え方

釧路市

2024（令和6）年6月3日

■宿泊税とは

◆宿泊税とは

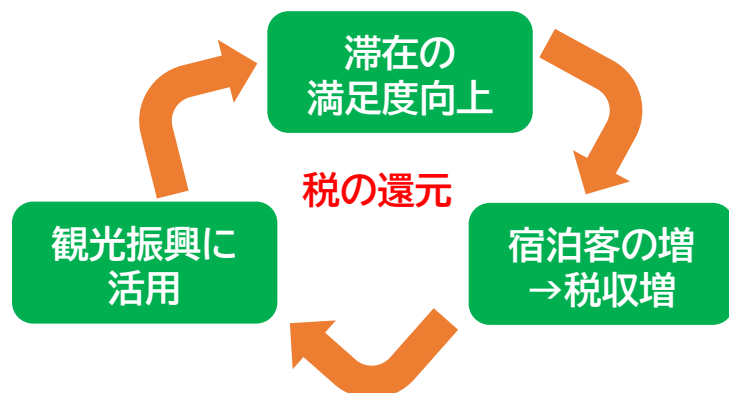
宿泊税は、ホテルや旅館等に宿泊する方に課税される法定外目的税で、自治体が独自に導入する税です。平成14年に東京都で初めて導入されて以来、大阪府や京都市等、複数の自治体で導入が進められており、北海道も令和8年4月からの導入を目指して検討を進めています。

○法定外目的税とは

- ・ 法定外税は、地方自治体が独自に作ることができる税であり、新設の際には総務大臣と協議の上、同意を得る必要があります。
- ・ 目的税は、あらかじめその使い道を特定した上で課税する税のことであり、宿泊税は各自治体が目的を特定した上で独自に導入する税です。

※現在、宿泊税導入している自治体では、観光振興を目的に設定しています。名称も各自治体で設定が可能ですが、全ての自治体が「宿泊税」としています。

※納税義務者は宿泊客です。導入済みの自治体では、直接宿泊客から徴収するのではなく、宿泊施設において、宿泊料金の支払いの際に合わせて宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収制度」を採用しています。



※宿泊客に負担いただく税収を活用し、観光地としての魅力やサービスの向上を図ることにより、宿泊客へ還元するほか、地域の宿泊施設や観光、交通、飲食等、様々な事業者へ波及し、観光の振興・地域経済の活性化にもつながります。

■先行自治体の状況①

課税団体	東京都 (H14.10.1 施行)	大阪府 (H29.1.1 施行)	京都市 (H30.10.1 施行)	金沢市 (H31.4.1 施行)	倶知安町 (R1.11.1 施行)	長崎市 (R5.4.1 施行)
税目名	宿泊税 (法定外目的税)					
課税客体 (課税対象)	旅館・ホテルへの 宿泊行為	旅館・ホテル、簡易 宿所、特区民泊施設、 民泊施設への宿泊行 為	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為			
課税標準	宿泊数（宿泊日数×税率）					
納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税する）					
税 率	1人1泊につき、 宿泊料金が ・1万円以上 1万5千未満： 100円 ・1万5千円以上 ：200円 ※見直す方向で検討	1人1泊につき、 宿泊料金が ・7千円以上1万5 千未満：100円 ・1万5千円以上 2万円未満：200円 ・2万円以上：300円 ※見直す方向で検討	1人1泊につき、 宿泊料金が ・2万円未満：200円 ・2万円以上5万円 未満：500円 ・5万円以上：千円 ※見直す方向で検討	1人1泊につき、宿 泊料金が ・2万円未満：200円 ・2万円以上：500円	一人当たり、一部屋 当たり又は一棟当 たりについて 宿泊料金の2％	1人1泊につき、宿 泊料金が ・1万円未満：100円 ・1万円以上2万円 未満：200円 ・2万円以上：500円
非課税事項	1人1泊につき、 宿泊料金が1万円 未満の場合	1人1泊につき、 宿泊料金が7千円 未満の場合	・修学旅行等の参加 者及び引率者 ・保育所、認定こど も園等が主催する 行事に参加するも の及び引率者	なし	・修学旅行等の参加 者及び引率者 ・大学、高校又は専 修学校の生徒又は 学生で倶知安町内 で職場体験を行う もの	・修学旅行その他学 校行事に参加・引 率する者 ・その他市長が認め る者
税 収	16億7千万円	11億6千7百万円	35億5千5百万円	7億1千万円	2億円	3億7千万円

■先行自治体の状況②

課税団体	福岡県 (R2.4.1 施行)	福岡市 (R2.4.1 施行)	北九州市 (R2.4.1 施行)
税目名	宿泊税(法定外目的税)		
課税客体 (課税対象)	旅館・ホテル、簡易宿所、特区民泊施設、民泊施設への宿泊行為		
課税標準	宿泊数(宿泊日数×税率)		
納税義務者	宿泊者(宿泊施設を通じて宿泊者が納税する)		
税 率	1人1泊につき200円 - 市町村が宿泊税を課税する場合：100円 - 福岡市・北九州市：50円	1人1泊につき、 宿泊料金が 2万円未満：150円 2万円以上：450円	1人1泊につき：150円
非課税事項	なし		
税 収	13億9,400万円	18億5,700万円	3億8,900万円

◆福岡県の事例

- ・福岡県では、県が宿泊税を導入し、税収の50%相当を市町村への交付金事業として市町村へ配分している。
- ・ただし、福岡市と北九州市は独自に宿泊税を導入したことから、市税が150円、県税は50円としている。
※他の市町村は県税200円
- ・市税を導入した2市については、150円が市税であり、市が独自に用途を決めることができる。

■【参考】道宿泊税の概要

項 目	新税の考え方【懇談会議論のまとめ】
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税収の用途	北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合 100円 2万円以上5万円未満の場合 200円 5万円以上の場合 500円
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
収入見込額	平年度 約45億円程度
徴収方法	特別徴収
課税を行う期間	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※道税は道が実施する全道域に波及する事業に活用されます。

市町村への分配はされないことから、財源を確保するためには、各市町村が独自に道税に上乗せて課税する必要があります。

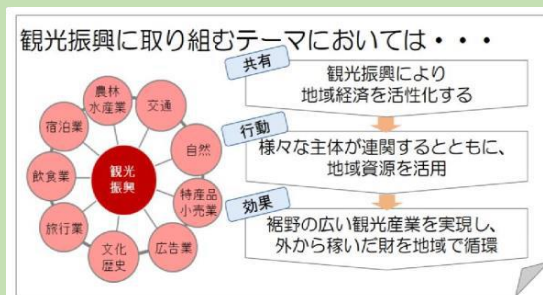
※北海道経済部観光局「新税の考え方（懇談会議論のまとめ）」（2024.4.10）より抜粋

■釧路市の観光振興について

釧路市は、2つの国立公園とラムサール条約登録湿地を有する全国でも珍しい地域であり、北海道を代表する温泉地の阿寒湖温泉や、都市観光の拠点となる釧路のまちが隣接する観光の魅力要素の質の高さと多様性の面において、釧路市は全国的にも恵まれた立地環境にあることから、「観光」を釧路市の経済を支える重要な地域のリーディング産業として釧路市観光振興ビジョンを策定し施策を推進しています。

◆釧路市における観光振興の位置づけ

- ・釧路市が目指すまちづくりを実現するための最上位指針である「釧路市まちづくり基本構想」の分野別個別計画として「釧路市観光振興ビジョン」を策定しています。
- ・同構想では、目指すべきまちづくりの理念・コンセプトとして「域内連関」を掲げています。
- ・観光は裾野の広い業種から構成され、地域への経済波及効果が大きいことから「地域のリーディング産業」と位置付けた上で、市民一人ひとりや多様な担い手の観光に対する理解と関与を促し、観光消費の拡大と域外から稼いだ財の域内での循環の強化などを図り、観光産業の育成を進めることが重要としています。



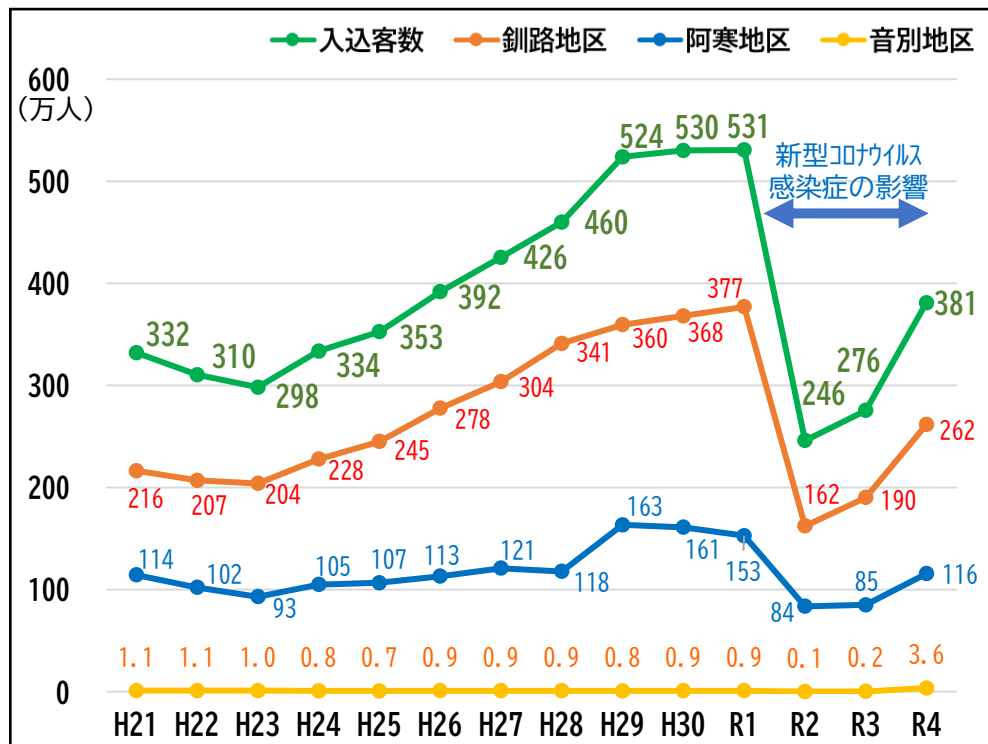
▶観光振興における
域内連関のイメージ

◆釧路市観光振興ビジョンとは

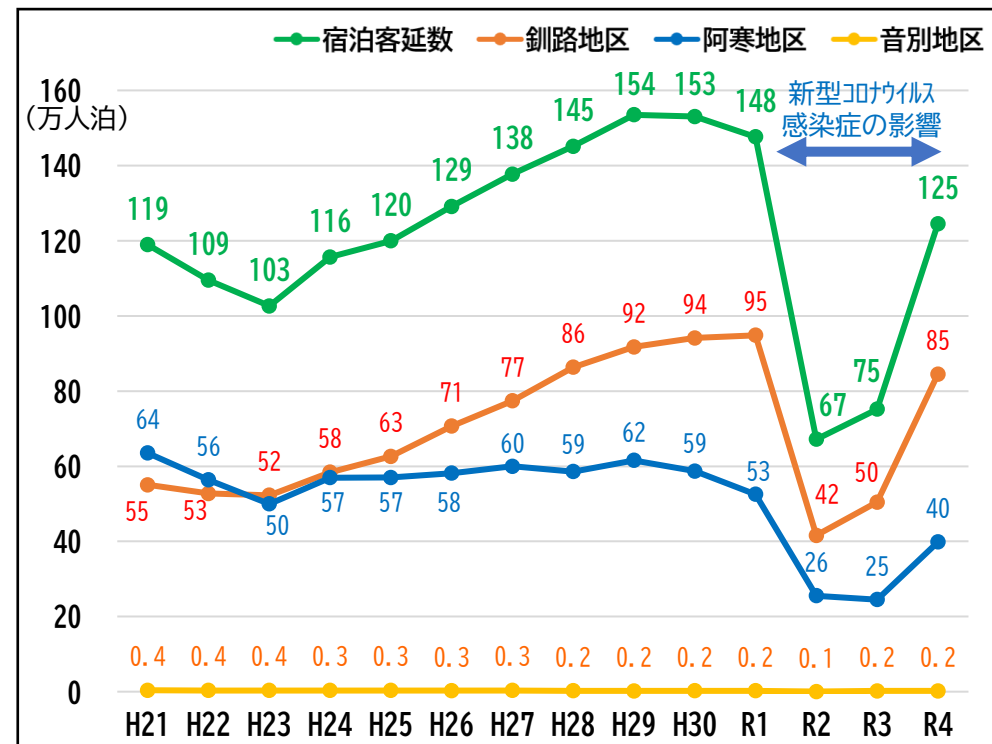
- ・平成18(2006)年度に観光振興において量から質への転換が必要との認識のもと、全国に先駆けて「質」を評価する指標を重視した「第一期釧路市観光振興ビジョン」を策定しました。
- ・平成28(2016)年度には、同ビジョンを改定し「第二期釧路市観光振興ビジョン」を策定し、「域内循環」、「外から稼ぐ」を踏まえ、最重要指標を経済波及効果と設定し目標を基準年次の2倍(約500億円)としました。
- ・令和5(2023)年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会経済環境や旅行・観光の動向が大きく変化したことから、第二期ビジョンの中間見直しを行いました。
⇒新たな視点での施策の見直しや安定的な観光財源の確保が求められました。

釧路市観光の現状①

◆釧路市の観光入込客数(地区別)



◆釧路市の宿泊客延数(地区別)

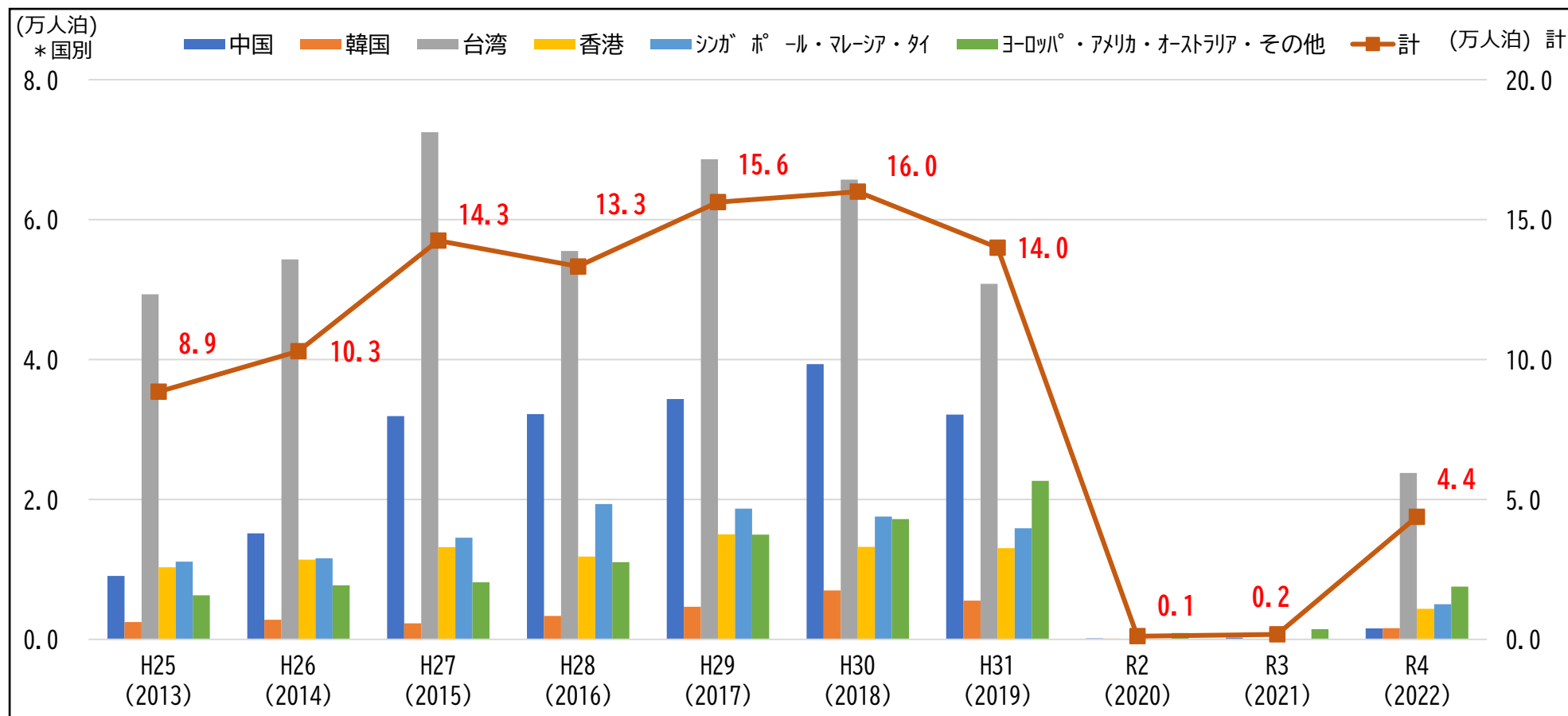


○釧路市の観光入込総数は、令和元(2019)年度では**530.7万人**でしたが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で246.1万人に減少し、令和4(2022)年度は381.0万人(令和元(2019)年度比71.8%)となりました。入込総数の対前年比を地区別にみると、令和4(2022)年度の釧路地区は前年比38%増、阿寒地区は前年比36%増と、回復傾向がみられました。

○宿泊客延数は、釧路市全体では平成29(2017)年度の**154万泊**以降はやや減少傾向であり、令和2(2020)年度のコロナ禍には更に大きく減少しましたが、令和4(2022)年度には125万泊まで回復しました。

釧路市観光の現状②

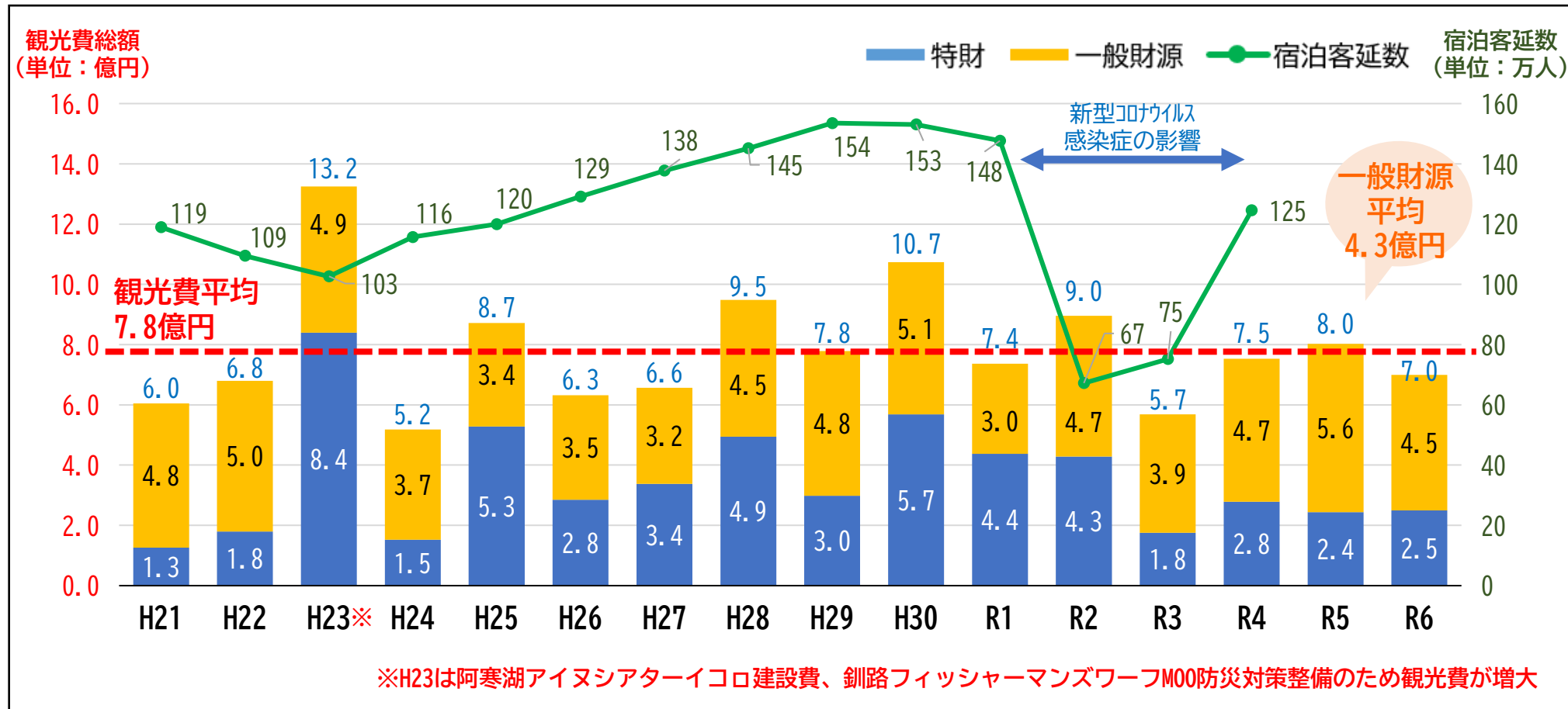
◆釧路市の訪日外国人宿泊客延数



○釧路市の訪日外国人宿泊客延数は、平成27(2015)年度から13～16万人程度で推移し、コロナ禍には1,152人まで減少しましたが、令和4(2022)年度においては43,836人まで回復しています。国・居住地別のシェアは、アジア圏が大半を占めています。台湾が過半数を超え最も多く、中国、香港などが続きます。コロナ禍以降の回復においても、台湾が牽引している状況です。

釧路市観光の現状③

◆釧路市における観光費の推移



- これまで、釧路市観光振興ビジョンに基づき、観光立国ショーケースやA T W Sの推進など、観光振興に向けて、平均7.8億円を投資してきました。
- 活用できる財源は少なく、このうち55%の4.3億円が一般財源となっています。

■宿泊税導入の背景・必要性

◆背景

- ・「観光」を釧路市の経済を支える重要な地域のリーディング産業として釧路市観光振興ビジョンを策定し、施策を推進してきました。
- ・釧路市の観光入込総数は、令和元(2019)年度に530.7万人まで増加したほか、訪日外国人宿泊客延数は、平成30(2018)年度には16万人まで増加しました。
- ・これまで、釧路市観光振興ビジョンに基づき、観光立国ショーケースやA T W Sの推進など観光振興に向けて、平均7.8億円を投資してきているが、活用できる財源は少なく、55%の4.3億円が一般財源となっています。

◆コロナ禍以降の環境変化、新たな観光政策

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅行形態変化等、観光を取り巻く環境は大きく変化しました。
⇒ ワークেশョンへの関心の高まり、観光レジリエンスの向上 等
- ・また、観光振興における新たな視点が重要となっています。
⇒ 脱炭素の視点、観光地のD X、アドベンチャートラベルの推進、持続可能な観光の推進(SDGsの視点) 等

◆これからの取組

- ・地域のリーディング産業と位置付ける「観光」を更に推進し、交流人口の拡大を進めながら、住民の皆さんにとっても住みやすい環境づくりを確保します。
- ・コロナ禍を経た環境変化、課題への対応や、新たな視点による施策をこれまでの取組に加え、進める必要があります。

新たな施策の方向性

受入環境の充実

地域資源の磨き上げと魅力向上

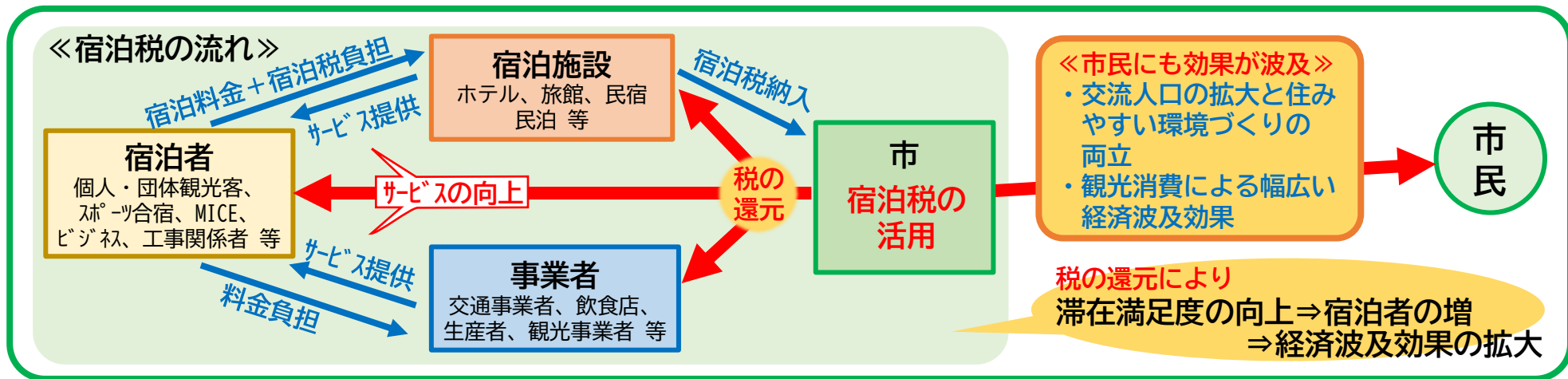
持続可能な観光地づくり

新たな財源の確保が必要

※滞在の満足度向上などの効果を楽しむ宿泊者（受益者）の皆様にご負担をいただきながら施策を進めます。

■宿泊税の活用（使途）の方向性について

◆**釧路市観光振興ビジョン**の観光戦略に基づく観光振興、交流・関係人口の拡大に資する事業であり、原則として新たな事業、既存事業の拡充、緊急性があるものに充当する考えです。



宿泊税の使途（※現時点で想定される活用例）

使途① 受入環境の充実

- ・宿泊施設や公共施設等の受入環境整備支援（Wi-Fi、多言語化、キャッシュレス対応、ユニバーサルデザイン化、観光地DX等）
- ・二次交通（バス・レンタカー・タクシー等）対策と整備
- ・地域におけるおもてなし力の向上（観光案内機能の充実など）
- ・観光施設、文化、スポーツ施設の魅力づくり



使途② 地域資源の磨き上げと魅力向上

- ・アドベンチャートラベル・高付加価値化の推進
- ・釧路川リバーサイドや阿寒湖温泉等の滞在型まちなか観光、観光イベント等による地域の活性化
- ・国際会議や合宿誘致などMICE誘致の推進
- ・釧路の食や地場産品の魅力創出
- ・冬季観光の魅力づくり
- ・夜の滞在型観光の推進



使途③ 持続可能な観光地づくり

- ・観光産業を担う人材育成及び確保（DMO・DMC体制強化、ガイド育成等）
- ・非常時における観光客、宿泊施設等への連絡体制整備
- ・災害等の不測事態に備えた観光経済対策
- ・マーケティングデータの活用と共有（観光地DXを活用した分析など）
- ・サステナブルツーリズムの推進（観光資源の活用と保全の両立）



使途④ その他 税導入に係る経費

- ・宿泊事業者への徴収手数料
- ・システム導入経費
- ・人件費
- ・事務費
- ・周知・広報経費 等

■【参考】道税の使途について

※道の宿泊税は以下の7つの分野別に活用することとされています。

2-2. 新税による具体的な施策イメージ

①マーケティングの強化  ・デジタル技術活用によるマーケティング (ビッグデータの活用、地域の戦略策定支援など) ・国内外拠点のアンテナ機能強化 (海外拠点の拡充、取組強化など) ・情報発信の強化 (多言語対応の推進など)	②資源を活かした観光の推進  ・アドベンチャートラベルの推進 (ガイド育成、ツアー造成など) ・新たな観光需要に応じたツーリズム (テーマ別観光など) ・観光地づくりと一体となった戦略的なプロモーションの実施	③地域の取組支援  ・エリア特性にあわせた観光振興 (振興局単位の課題解決など) ・先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援 (オーバーツーリズム対策、持続可能な観光地づくりなど)
④人材の確保・育成  ・観光関連産業における多様な人材の確保・育成 (ATガイド育成、人材の定着、ITによる省力化など) ・専門人材の育成 (DMOにおける専門人材の育成など)	⑤受入機能の強化・高度化  ・観光DXによる産業の生産性の向上 (システム導入、IT技術導入支援等) ・社会的な要請への対応 (ユニバーサル化など)	⑥移動利便性の向上  ・広域観光に資する交通機能の強化 (空港の受入体制強化、観光の視点からの広域的な交通に関する実証運行・利用促進など) ・交通手段のシームレス化等 (MaaS、決済手段やデータのデジタル化など)
⑦危機対応力の強化  ・サポート体制の強化 (安全確保に向けた旅行者目線での情報発信の強化など) ・機動的な需要喚起、風評被害対策等 (財源の積み立て)	▶ 新税による使途の3つの方向性と想定規模 ◀ 観光の高付加価値化……………①～③ 約17億円程度 観光サービスの充実・強化……………④～⑥ 約20億円程度 危機対応力の強化……………⑦ 約5億円程度 上記のほか、徴収経費や初期システム改修費など、別途、数億円程度を要する想定	

※ 上記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、道議会の議決を経た上で決定します。
 ※ 使途の規模感、他自治体の事業規模などを考慮し、北海道における規模に置き換えて算出したものです。

※北海道経済部観光局「新税の考え方（懇談会議論のまとめ）」(2024.4.10)より抜粋

■新税の概要（検討のたたき台）

※徴税業務や制度のわかりやすさの観点から、事務局案は基本的に道税と同じ設定としています。

項 目	事務局案（検討のたたき台）
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税收の使途	釧路市観光振興ビジョンの観光戦略に基づく、観光振興、交流・関係人口の拡大を図る施策に充当
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
課税標準	宿泊数（宿泊日数×税率）
納税義務者	宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
課税免除・免税点	・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は免除とする。 ・宿泊料金等に応じた免税点は設けない。（5,000円以下は免税等）
税收規模	約3億円
特別徴収義務者交付金	導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※税を徴収する宿泊施設への手数料
徴税開始	令和8（2026）年4月
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜検証・検討を行う。

【参考】道税
全道域に及び、市町村を
またぐ広域的な北海道観光
の振興を図る施策に充当

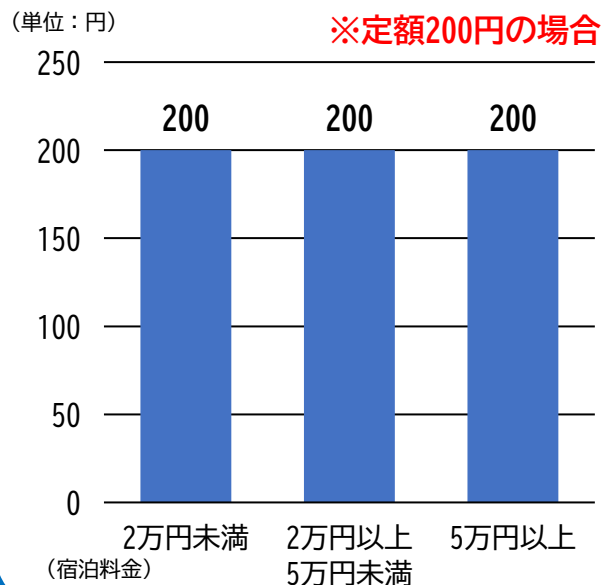
【参考】道税
※段階的定額制
2万円未満:100円
2万円以上5万円未満:200円
5万円以上:500円

【参考】道税
約45億円

■税率について①～税率設定の種類

◆税率の設定については、大きく分けて以下の3つの手法があります。

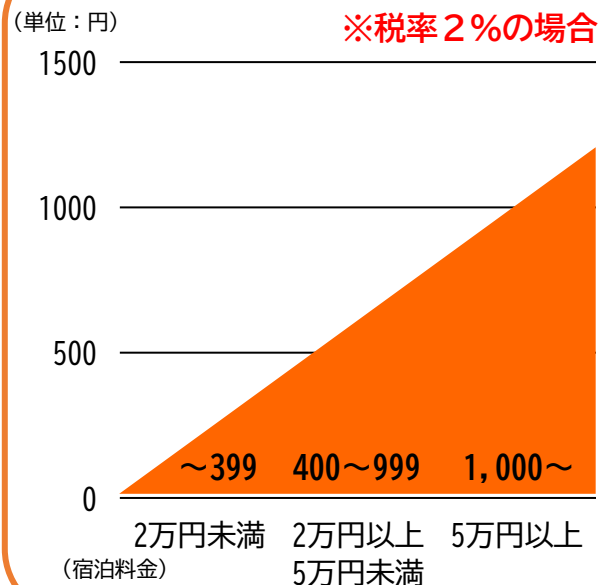
一律定額制



- ・ 宿泊料金に関わらず一定額で課税
- ・ 一定額のため徴税の際の宿泊施設の計算が簡単
- ・ 宿泊料金が低い場合は不公平感を感じる可能性がある
- ・ 受益と負担の観点では均等に負担を求めることが可能

※小樽市、旭川市、帯広市などが検討中

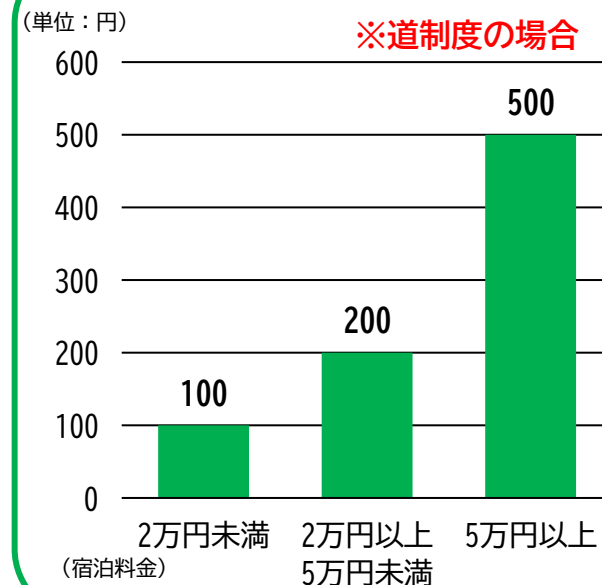
定率制



- ・ 宿泊料金に応じて課税
- ・ 宿泊料金の変動に応じて課税が可能であり、相場が上昇した場合も再設定の必要が無い
- ・ 徴税の際の計算は宿泊施設の負担となる可能性がある

※倶知安町が導入済

段階的定額制



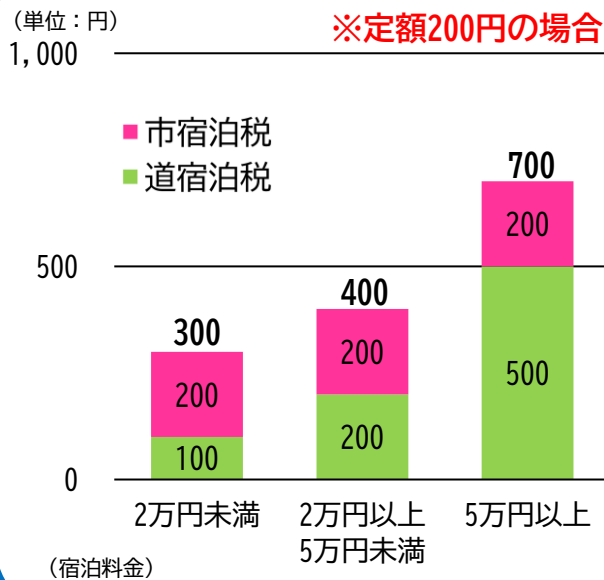
- ・ 設定した区分ごとの宿泊料金に応じて課税
- ・ 区分ごとで定額のため徴税の際の宿泊施設の計算が比較的簡単
- ・ 一定程度、宿泊料金に応じた(担税力に応じた)負担を求めることができる

※道、札幌市、函館市等が検討中
東京都、大阪府等が導入済

■税率について②～道税との合算イメージ

◆道宿泊税は3段階の段階的定額制を採用することとなっています。

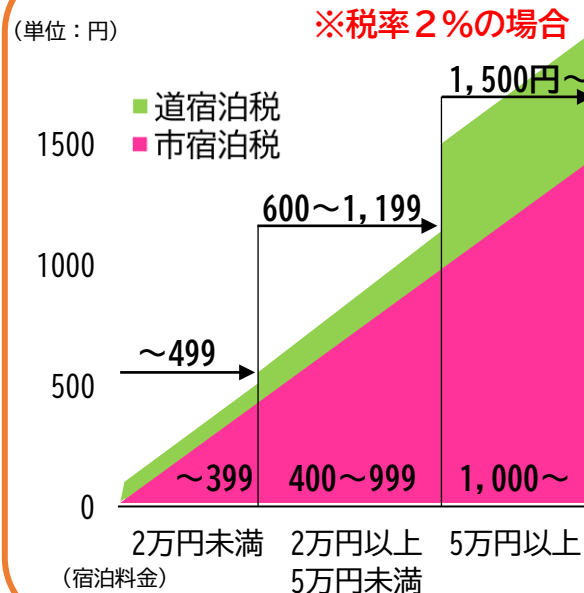
一律定額制



- ・市税自体は定額のため計算不要
- ・道税+200円で計算が可能であり比較的計算は簡単

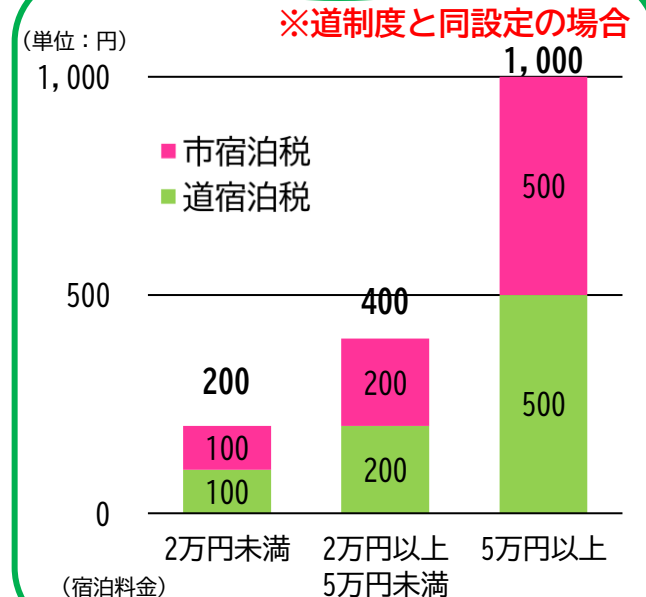
※道税分は区分ごとに加算する必要がある

定率制



- ・市税を計算した上で区分ごとに道税を加算する必要がある
- ・徴税の際の計算は宿泊施設の負担となる可能性がある
- ・税額のわかりにくさを感じる可能性がある

段階的定額制



- ・単純に道税の2倍の額となるため計算が簡単
- ・段階的定額制であっても道と異なる区分・税額設定をした場合は複雑となる
- ・一律定額制に比べ税収規模は低くなる見込み

■税率について③～税収規模について

◆税率の設定

※一律定額制

1人1泊につき、**200円**

◆税収規模イメージ ※コロナ禍以前の**約150万人泊**で試算

税 率	宿泊客延べ数	税収規模
200円	約150万人泊	1年あたり 約3億円

○税率設定の考え方

◇税収規模の確保

- ・更なる観光振興に向け、新たな取組を進めるためには一定の財源規模を確保する必要がある。

◇宿泊施設・宿泊者のわかりやすさ

- ・徴収を担う**宿泊施設の負担とならない設定**が必要。 ※宿泊施設が道と市の宿泊税を徴収する。
- ・一律定額制は宿泊料金に関係無く、1人1泊200円で算出が可能。
- ・道税+200円で徴収できるため、比較的税額計算が簡単。
- ・負担する宿泊者にもわかりやすい設定。

◇受益と負担の観点

- ・宿泊税を活用した滞在の満足度を向上させる事業は、宿泊料金に関係なく、どの宿泊者も同様に効果を受けるものであり、その負担を均等に求めるもの。

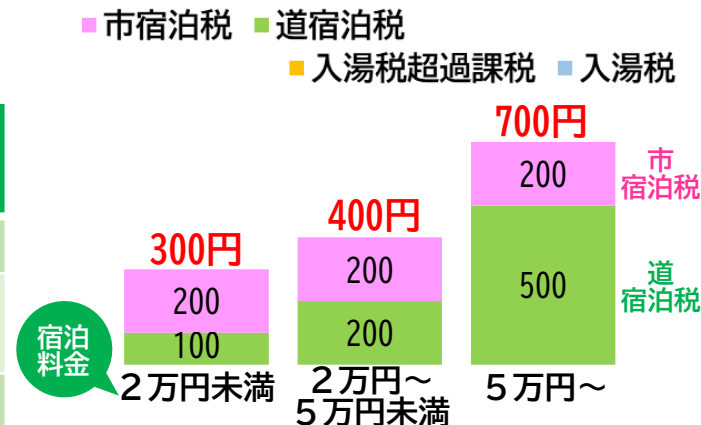
⇒これらを総合的に判断し、200円の一律定額制を提案します。

■宿泊客の税負担イメージ

※市宿泊税を200円とした場合

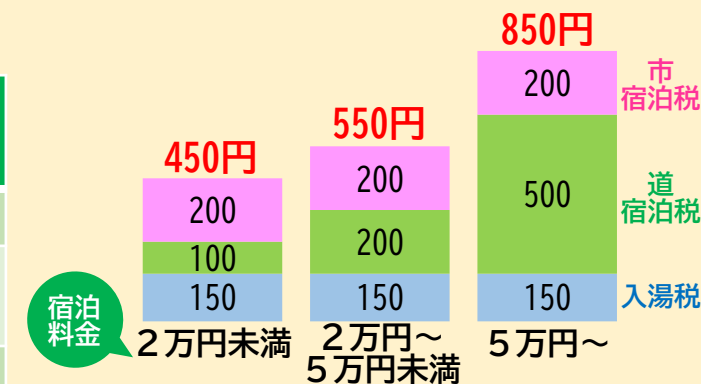
○宿泊税負担イメージ（例：釧路市街地のホテル・旅館 等）

料金区分 一人一泊	入湯税	入湯税超過 課税	道宿泊税	市宿泊税	合 計
2万円未満			100円	200円	300円
2万以上 5万円未満			200円	200円	400円
5万円以上			500円	200円	700円



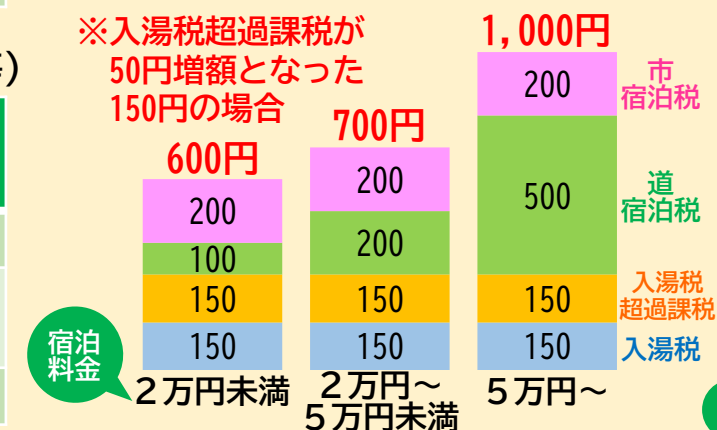
※入湯税対象施設（例：釧路市街地の温泉付きホテル 等）

料金区分 一人一泊	入湯税	入湯税超過 課税	道宿泊税	市宿泊税	合 計
2万円未満	150円		100円	200円	450円
2万以上 5万円未満	150円		200円	200円	550円
5万円以上	150円		500円	200円	850円



※入湯税超過課税対象施設（阿寒湖温泉地区の温泉付きホテル・旅館 等）

料金区分 一人一泊	入湯税	入湯税超過 課税	道宿泊税	市宿泊税	合 計
2万円未満	150円	150円	100円	200円	600円
2万以上 5万円未満	150円	150円	200円	200円	700円
5万円以上	150円	150円	500円	200円	1,000円



■入湯税超過課税について

◆入湯税超過課税とは

入湯税は、温泉を使った入浴施設での入浴行為に掛かる「**法定目的税**」です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興の費用に充てることが目的とされており、入湯税の額は、法律上、1人1日**150円が標準**とされていますが、市町村ごとに金額を定めることができます。

釧路市では平成27年4月から令和7年3月までの10年間、1人1日**150円**から**250円**に入湯税の税率を引き上げる「**超過課税**」を導入しています。ただし、**国際観光ホテル整備法**に基づく登録ホテル・登録旅館に**該当しない**施設は、変更前と同じ**150円に軽減**されます。

※国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館

部屋の広さや設備等について一定以上の水準を満たし登録されたホテル・旅館です。

現在、市内の鉱泉浴場では**阿寒湖温泉地区の一部の宿泊施設のみ**が該当しています。→**阿寒湖温泉地区でのみ課税**

◆入湯税の用途について

入湯税の超過課税分（税率250円のうちの**100円分**）については、観光振興臨時基金に積み立て、対象宿泊施設が所在する地域の観光振興事業に活用しています。

→ つまり、**阿寒湖温泉地区の観光振興事業に活用**しています。

入湯税
(引上分 100円)

阿寒湖温泉地区の観光
振興に活用

入湯税
(150円分)

従来の目的どおり、
市全体の環境衛生施設、
鉱泉源の保護管理施設、
消防施設などの整備や
観光振興に活用

◆入湯税超過課税と宿泊税

※入湯税超過課税は、**阿寒湖温泉地区の観光振興のための財源**としているため、**令和7年4月以降も継続**する方向で別途検討しています。（税額については増額を検討）

※宿泊税は市全体の施設が対象となることから、市全体の観光振興に係る新たな財源として**入湯税超過課税は継続しながら、宿泊税の導入を検討**するものです。

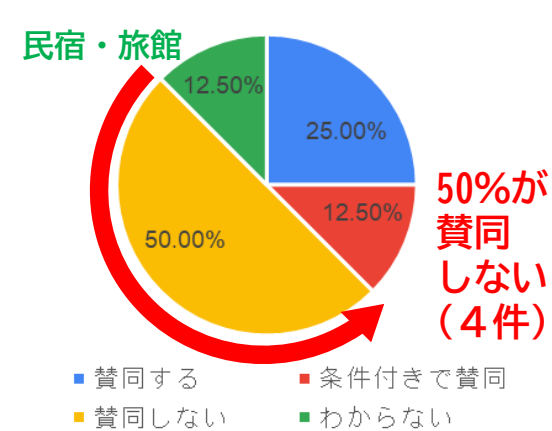
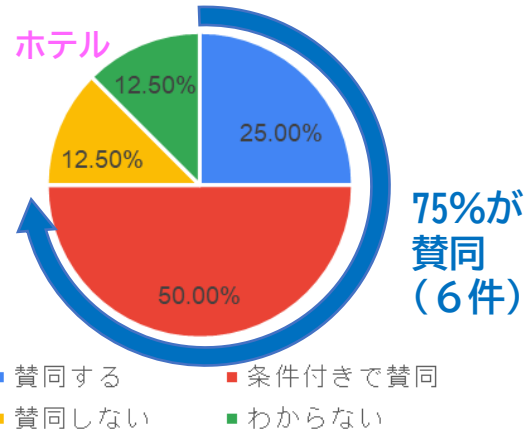
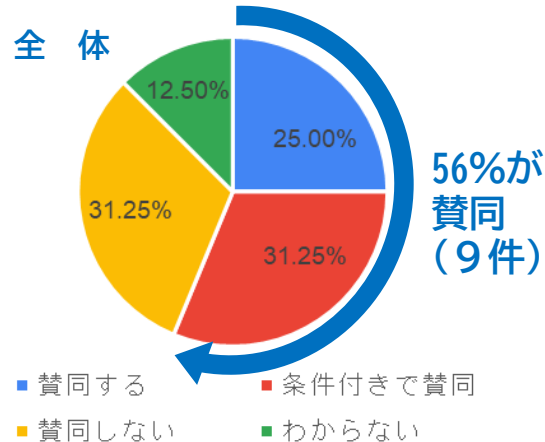
■地域の声～市街地宿泊施設へのヒアリング結果

●実施期間：令和5年12月15日～22日

●対象施設：ホテル 8件、民宿・旅館等 8件（ゲストハウス含む）、計16件

※市宿泊税について、具体的な検討はしていないが、導入した場合として意見を伺ったもの

Q 市宿泊税の導入について



(ホテルの意見)

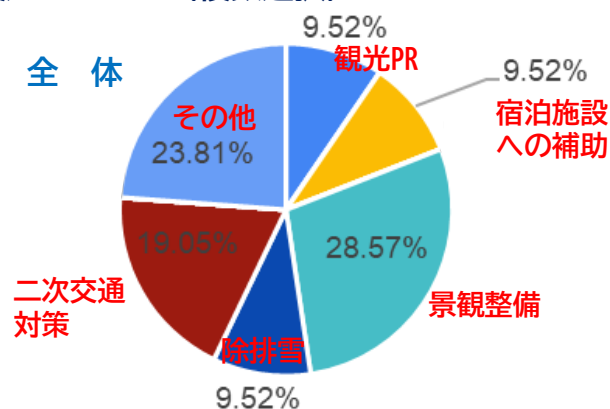
導入には賛同するが、将来的には自治体ごとで差を設けず、全国一律での導入を望む / 賛同するが ホテル側の負担が少ないやり方を望む / 定額制の方がわかりやすい / 100～200 円程度であればいいのでは / 宿泊税導入に反対

(旅館・民宿の意見)

導入に反対 / 観光客からのみ徴収するべき / 工事作業員等の宿泊者が大半で観光客はほぼ皆無の中、旅館として料金に転嫁できない / 旅館側の 金銭的負担と手間（徴収・納入）が増えるので賛同できない / ビジネス、工事作業員が中心であり宿泊税導入は迷惑 / 使途が明確であれば賛成

⇒ 全体で56%が賛同または条件付きで賛同と回答。ホテルは概ね賛同だが、民宿・旅館は50%が反対

Q 使途について（複数選択）



(ホテルの意見)

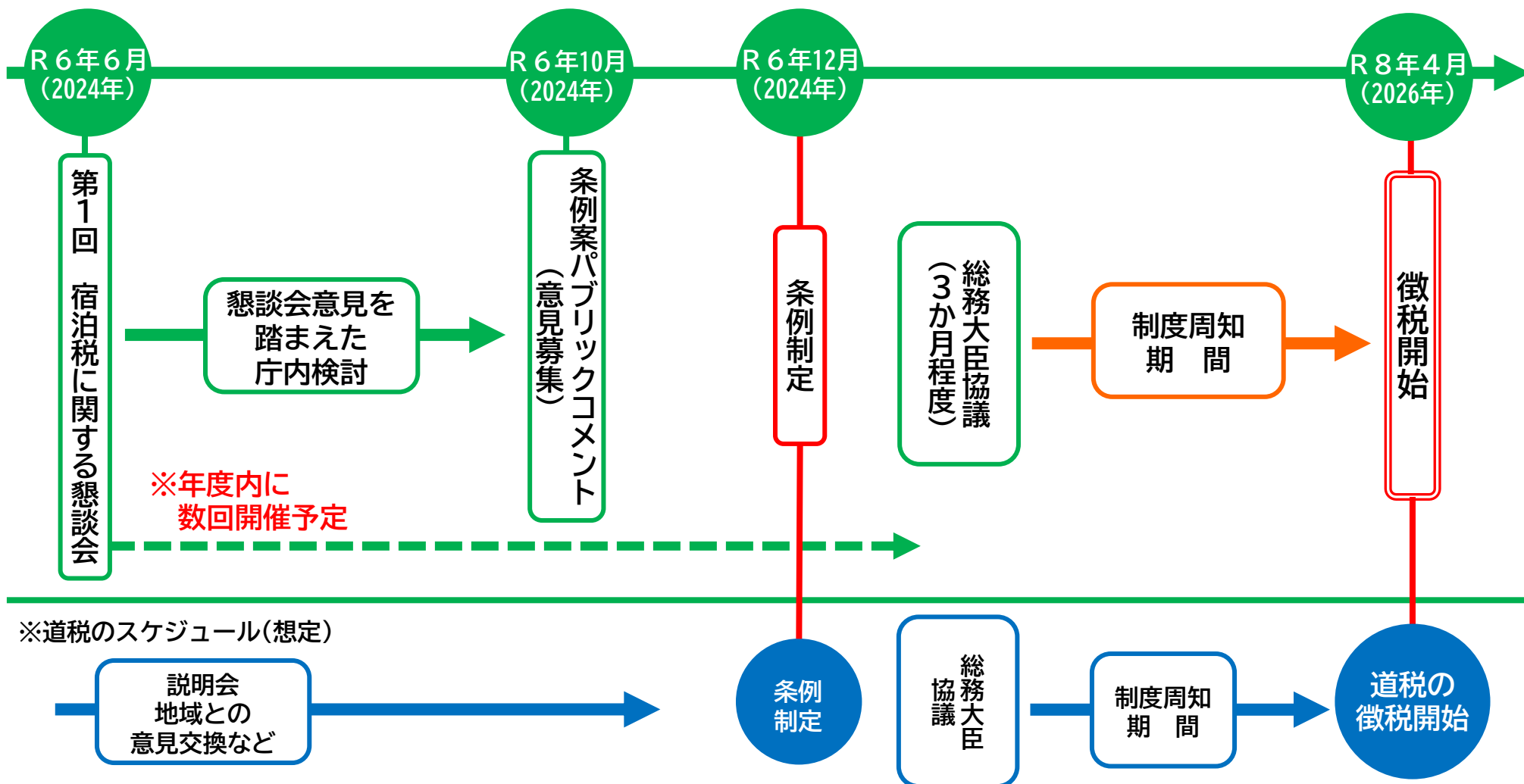
空きビル対策など、そもそも観光客を受け入れるにふさわしい景観や街並みの整備を期待する / 来釧のきっかけとなるクーポンなど、ホテル業以外の食や土産屋などの特典や長期滞在する方へ還元できるものに使うべき / 1 億円ではハード面では少額すぎるためソフト事業を期待 / ホテルの改修(空調設備など)

(民宿・旅館等の意見)

ビジネス客からも徴収するなら、ビジネス客にも還元できる使い道を希望 / 宿のクオリティを高めるものなどがよい / 観光情報と交通を合わせた、メディアやSNSを通じた情報発信を強化してほしい / 合宿支援（宿泊・バスなど）の使途で使われると助かる / スポーツ施設では、安い宿泊料金と地域の充実した施設が必要。スポーツ施設の充実などで使われるのであれば、賛同する

⇒ 民宿・旅館はビジネス客が多く観光のみの使途では納得しないとの意見有

■今後の想定スケジュール



※制度のわかりやすさの観点から、道税と同時導入(R 8 年 4 月)を目指し、検討を進めます。